令和８年８月５日

白河税務署管内
　　関係民間団体　各位

白河税務署長
畠 中　 享
（官印省略）

インボイス制度に関する申請書等の提出先及び様式変更等について（周知依頼）

平素より、税務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、インボイス制度に関する申請書等の書面による提出先及び新しい基幹システム（ＫＳＫ２）の導入に伴う様式変更等に関して、周知いただきたい事項をとりまとめました。

貴会におかれては、会員の皆様に対し、下記事項を周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１　インボイス制度に関する申請書等の書面による提出先

【令和８年９月 23 日（水）まで】

これまでと同様、管轄の各国税局（沖縄国税事務所）のインボイス登録センター宛に提出願います。

なお、インボイス登録センターの所在地（提出先）については、国税庁ホームページに掲載しております。

【令和８年９月 24 日（木）以降】

管轄の各国税局（沖縄国税事務所）の業務センター宛に提出願います。

なお、業務センターの所在地（提出先）については、国税庁ホームページに掲載しております。

（注）令和８年７月 10 日（金）からは、全税務署が内部事務のセンター化の対象署となります。

２　インボイス制度に関する申請書等の様式変更

令和８年６月以降、インボイス制度に関する申請書等を含む国税関係の各種様式が変更となります。

変更後においては、新様式（ＡＩ-ＯＣＲ様式）により提出するようお願いします。

３　インボイス制度に関する申請書等の早期提出のお願い

ＫＳＫ２の導入に伴い、令和８年９月 19 日（土）０時から９月 24 日（木）８時 30 分の間においては e-Tax が利用できないほか、導入前後の作業等の影響により、通常期に比して、インボイス登録等の処理に時間を要する場合があります。

このため、インボイス制度に関する申請等を予定している場合には、利用停止期間も踏まえた上で、余裕を持って手続きを行うようお願いします。

（参考）国税庁ホームページ　リンク集

・各局（所）インボイス登録センターのご案内
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm

・税務署の内部事務のセンター化について
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

・国税システムの更改について
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm